

官報

号外

平成十二年四月二十一日

第百四十七回 衆議院會議録 第二十八号

平成十二年四月二十一日(金曜日)

議事日程 第二十四号

平成十二年四月二十一日

午後一時開議

第一 農産物検査法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 農産物検査法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付

随する措置に関する法律案(内閣提出)

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 農産物検査法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、農産物検査法

の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長松岡

利勝君。

農産物検査法の一部を改正する法律案及び同報

告書

(本号末尾に掲載)

(松岡利勝君登壇)

○松岡利勝君 たいだいま議題となりました農産物

検査法の一部を改正する法律案につきまして、農

林水産委員会における審査の経過及び結果を御報

告申し上げます。

本案は、現在、国が実施している農産物検査に

ついて、行政機構の減量及び民間能力の積極的活

用を図るための措置を講じようとするものであ

り、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、農産物検査の実施主体を、一定の検査能力を有するものとして農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関に改めることとしております。

第二に、登録検査機関の適正な業務運営を確保するため、登録検査機関に対する農林水産大臣の指導監督の仕組みを整備することとしております。

第三に、民間の検査体制が整うまでの一定期間においては、国が検査業務を実施することができるよう経過措置を講ずることとしております。

本案は、去る三月三十一日参議院から送付され、四月十八日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、四月十九日玉沢農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十日政府に対する質疑を行いました。

質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○野田聖子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 野田聖子君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長武部勤君。

刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案及び同報告書

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(武部勤君登壇)

○武部勤君 たいだいま議題となりました両法律案

について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、刑事手続において犯罪被害者等に対するより適切な配慮と一層の保護を図るため、親告罪である強姦罪等の告訴期間を撤廃し、証人尋問手続における証人への付添人の付与、証人の遮へい措置、いわゆるビデオリンク方式による証人尋問等、証人の負担を軽減するための手続及び被害者等による公判期日における被害に関する意見陳述の制度を導入するとともに、あわせて檢察審査会に対する審査申し立て権者の範囲の拡大等を行うおととするものであります。

次に、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案について申し上げます。

本案は、被害者及びその遺族の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定め、もってその保護を図るため、刑事手続に付随する措置として、犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務を定めるとともに、犯罪被害者等による公判記録の閲覧及び謄写を可能とする制度並びに民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の制度を導入しようとするものであります。

両案は、三月十七日内閣から提出され、四月十三日の本会議において、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案について趣旨説明及び質疑が行われた後、同日両案は本委員会に付託されたものであります。

委員会においては、去る十四日両案を議題とし、臼井法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人から意見を聴取する等の審査を行い、本日これを終了し、直ちに採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○野田聖子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 野田聖子君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長佐々木秀典君。

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐々木秀典君登壇〕

○佐々木秀典君 ただいま議題となりました法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

沖縄振興開発金融公庫は、沖縄が本土へ復帰した昭和四十七年に設立されて以来、本土の六つの政策金融機関が行っているそれぞれの業務を一元的に行う総合公庫として、沖縄における経済の振興と社会の開発に金融面から寄与しております。

本案は、最近の金融市場をめぐる環境の大きな変化に適切に対応し、今後の沖縄の振興開発を一層進めていくため、沖縄振興開発金融公庫の業務範囲を拡大するとともに、同公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化すること等の必要があるとするもので、その概要は次のとおりであります。

まず第一に、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るため、沖縄振興開発金融公庫の業務の範囲に当該事業の資金調達のために発行される社債の取得等の

業務を追加するとともに、非設備事業資金等にも資金供給ができるよう対象資金の範囲を拡大することとしております。

第二に、沖縄振興開発金融公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化し、資金の安定的な確保を図るため、沖縄振興開発金融公庫債券の発行を可能にするるとともに、この債券に政府保証を付することができることとしております。また、効率的な資金繰りを行うことを可能にするために、民間金融機関から短期借入金を行うことができることとしております。

本案は、去る二月十日本院に提出され、四月十七日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、本日青木沖縄開発庁長官から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。通商産業大臣深谷隆司君。

(國務大臣深谷隆司君登壇)

○國務大臣(深谷隆司君) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

エネルギー供給構造が脆弱な我が国においては、地球温暖化問題への対応といった環境保全及び効率化の要請に対応しながら、エネルギーの安定供給を確保するため、原子力政策を着実に推進していくことが必要であります。原子力発電は、発電開始以来三十数年が経過し、今や我が国の主要なエネルギー源として確固たる地位を占めるに至っております。

一方、原子力発電に伴い生じた使用済み燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分は、原子力発電を進めていく上で残された最重要課題の一つであります。この課題を解決するため、最終処分費用の負担に関する世代間の公平性の観点に留意しつつ、最終処分の実施に必要な枠組みを早急に制度化することが極めて重要であります。

以上のような認識のもと、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講じ、発電に関する原子力に係る環境の整備を図るため、今般、本法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、通商産業大臣は、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針及び最終処分計画を閣議の決定等を経た上で定めることとしております。

第二に、原子力発電環境整備機構は、概要調査地区等を選定しようとするときは、所要の調査を行い、その結果に基づき概要調査地区等を選定しなければならないこととともに、通商産業大臣の承認を受けなければならないこととしております。

第三に、発電用原子炉設置者は、特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用に充てるため、毎年、原子力発電環境整備機構に拠出金を納付しなければならないこととしております。

第四に、原子力発電環境整備機構は、最終処分計画等に従い、拠出金に見合う特定放射性廃棄物の最終処分を行わなければならないこととしております。なお、原子力発電環境整備機構が特定放射性廃棄物の最終処分を行う場合についての安全の確保のための規制については、別に法律で定めるところによることとしております。

第五に、特定放射性廃棄物の最終処分を行う原子力発電環境整備機構に関する事項、発電用原子炉設置者が納付した拠出金を最終処分積立金として管理する指定法人に関する事項、その他所要の措置について定めることとしております。

以上が、本法律案の趣旨であります。(拍手)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。大島章宏君。

(大島章宏君登壇)

○大島章宏君 私は、民主党を代表して、ただいま議題となりました特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案について、関係大臣並びに官房長官に質問いたします。

エネルギー問題は、与野党を超え、日本の経済はもとより国民生活に大きな影響を与える問題であり、かつ、アジアの問題、地球の問題でもあります。人類の英知を結集し、太陽光発電、風力発電などの自然エネルギー技術開発、バイオマス発電や燃料電池などの技術開発にさらに全力を挙げながらも、当面は原子力発電に依存しなければならぬというのが現実であります。それだけに、高レベル廃棄物の処分は避けて通れない課題であります。そして、最終処分地を決定するためには、住民理解が絶対条件になります。国の責任により、住民と地元自治体の理解を得られるよう、選定要件、手続など、決定に至る過程の透明性を確保することが必要であります。

最初に、本法律案に関係する原子力政策にかかわる課題について伺いたいと思います。現在、我が国の電力のおよそ四割弱は原子力発電によって賄われております。原子力発電は、COP3京都会議において日本が約束した温室効果ガス排出抑制の目標達成のためにも重要なエネルギー源であります。その利用については、あくまで平和利用が原則であり、かつ開発利用に当

たっては、安全性の確保と国民の信頼と安心が最優先されなければなりません。

世界ではスリーマイルアイランド事故、チェルノブイリ事故、そして国内では旧動燃の一連の事故等により安全性に対する国民の信頼が大きく揺らぎました。

さらに、昨年九月三十日に起こった東海村の臨界事故は、まことに残念ながら、被曝によりとうとう人命を失うこととなり、さらに、多くの住民に重大な影響を与えました。また、行政の安全規制と防災体制に欠陥があったことが露呈し、国内外に衝撃をもたらしました。だからこそ、今、原子力開発については、安全性を最優先させ、万に備えた防災体制を確立し、国民の理解と信頼を得ながら慎重に推進すべきものであることを改めて心に深く刻まなければなりません。

そこで、科学技術庁長官に質問いたします。今回の事故により、農林水産業の方々が大打撃を受けました。また、ジェー・シー・オー付近、特に三百五十メートル以内の地域にお住まいの方々の要望のうち、一般家庭の菜園土壌の健全性についても、農家の畑と同様にその健全性について検査し報告してほしいとの強い要望があります。さらに、健康に関しては、継続的な健康診断など、国の責任で生涯にわたる対応をしてほしいとの強い要望が寄せられておりますが、この件に対する国の責任ある方針と具体的対応について、科学技術庁長官にお伺いいたします。

次に、風評被害対策の現状について質問いたします。昨年末の臨時国会において、与野党の衆議院議員の皆さんの御協力により、茨城県東海村核燃料

施設事故による被害者救済に関する国会決議を満場一致で可決していただきました。この国会決議に対して政府はどのように対処したのですか。現状について、農林水産大臣、科学技術庁長官、通産大臣に御質問いたします。

次に、臨界事故を起こした原因のウラン溶液を回収し、サイクル機構に輸送したとの報告を受けていますが、このウラン溶液の今後の処分計画について、政府の方針を伺います。

さて、ここまではジェー・シー・オー事故のその後の状況について伺いましたが、要は、二度とこのような事故を起こしては困るというのが、東海村はもとより周辺市町村の住民の率直な思いです。

今回の事故後、政府は、千三百億円の補正予算を組み、再び起きた場合の対策を強化いたしました。しかし、全体を見ると、各関係省庁とも、住民の安全を考えた対策としておりますけれども、各省庁の予算の分捕り合戦の様相を呈したようにも見えました。

私たちが合せて常に忘れてならないことは、国民の生命財産を守ることが目的であって、各省庁の縄張りとか、住民救済に名をかりた省益の拡大であってはならないということです。このことは、各関係省庁の方々に強く申し上げておきたいと思ひます。

さらに、ジェー・シー・オー事故により、結果として日本国内の原子力発電所の燃料の三分の二をアメリカに依存することになってしまったと聞いております。これでは、これまでの原子力政策の基本の一つである、自前のエネルギー源を確保するという原則が崩れてしまいます。今後、政府

はこの原子力発電所の燃料政策をどのように考えているのか、通産大臣にお伺いいたします。

次に、原子力安全規制に関して伺います。

政府は、二〇〇〇年四月、今月から、総理府に原子力安全委員会の事務局を移設し、さらに人員を増強するなど事務局を強化いたしました。国民から信頼される存在になるかどうかは今問われています。私は、単に原子力安全委員会機能を科学技術庁から実質的に総理府に移設し、増強するだけで国民の信頼を回復できると思えません。

ジェー・シー・オー事故で大変な恐怖と被害を受けた東海村民、特に、ジェー・シー・オーから三百五十メートル以内に住民の方々の信頼をどう回復するかは日本の原子力政策はかかっているとも言えます。

私は、民主党が提出いたしました原子力安全規制委員会設置法案、すなわち八条委員会から三条委員会とし、強制立入調査権を付与した強力な査察機関に改革することこそ、被害に遭われた住民の方々に対する責任ある対応と考えますが、政府の基本的考え方をお伺いいたします。

さらに、現在、東海村の旧動燃、現サイクル機構の構内にある四百八十立米の高レベル液体廃棄物を早急にガラス固化し、安定化してほしいとの強い要望がありますが、政府はどのように考えておられますか。また、固体化推進計画について、政府としての責任ある対応計画についてお伺いいたします。

さて、そのような状況を踏まえて、今回提出されました法律案についてお伺いいたします。今回の法律案は、欧米に比較して二、三十年おくれであります。長年トイレなきマンションと

比喩されてきた原子力政策にやっと全体的な計画が提示されたことは、率直に評価したいと思ひます。しかしながら、同時に、高レベル廃棄物処分についての法制化を今日まで放置してきた政府の責任は、極めて重いものと指摘せざるを得ません。

また、現実の話としてなかなか引き受け手を探すのは難しい最終処分場を建設するための法律案であり、何分にも、数百年から数千年にわたって安定して安全に管理する施設を建設しなければなりません。これは、文明の発達した人類の近代史上初めての試みであり、欧米におきましても、さまざまな慎重な検討を重ねられ、実施計画を検討していると同っております。

その点、欧米に比較して本法律案はまだまだ検討が不十分であり、不明な点も多いと指摘されております。このような観点から質問いたします。

政府案は、地下深くにつくる最終処分施設の運営主体として、電力会社など民間出資による原子力発電環境整備機構を設け、最終処分費用を電力会社が負担する原則を明記しております。建設地選定は、ボーリングで地層を見る概要調査地区、地下施設を設けてより詳しく調べる精密調査地区、最終処分施設建設地の三段階で絞り込むとし、各段階に進む際、地元自治体の同意を前提とすることも明示されておりますが、この地層処分が前提となっていることについて質問いたします。

理論的には、宇宙処分、海洋底下処分、水床処分、地層処分の四つが可能だと言われておりますが、なぜ地層処分を選定したのか、通産大臣に質問いたします。

また、国際的には、地層処分方式の見直しの動きも一部にあると伺っておりますが、地層処分をするとしても、回収可能性の確保が必要ではないかとの指摘もございます。この点について、あわせて通産大臣に質問いたします。

次に、長期管理の安全性と信頼性について伺います。

高レベル放射性廃棄物は、まずタンクに貯蔵した後、ガラス素材と合わせて固化し、ステンレス製の特別容器に封入し、冷却のために三十年から五十年間一時貯蔵し、その後、最終的に地下に処分することになっていると伺っております。

そこで伺いますが、ガラス固化体処分の長期的安全性は技術的に確保できるのか、さらに、搬入、埋設等に関する安全技術の確立や、二キロ四方の処分場をつくり、総延長二百キロにもなるという処分坑道をつくるのが技術的に可能なのか、そして、地下三百メートル以上の深さと聞いておりますけれども、浅過ぎるのではないかなど、基本的計画の安全性に疑問ありとの指摘も受けております。これらの指摘に対して、通産大臣の基本的考え方をお伺いいたします。

最後に、最終処分地の選定手順について伺います。

本法律案では、概要調査地区などの選定条件があいまいであるとの指摘があります。アメリカでは、ガイドラインを設け、除外条件、好ましくないものとなり得る条件、適正条件を明らかにしています。このように選定要件を明確にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、最終処分場などの決定時における地元自治体や住民の理解を得るための手続上の明確化を

求める声や、最終処分施設の閉鎖以降の数百年、または数千年にわたる長期的管理責任の所在が不明確ではないかと指摘も受けております。

以上、関係大臣の答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣深谷隆司君登壇)

○国務大臣(深谷隆司君) 大島委員の私に対する質問は八問ございます。

まず第一は、ジェー・シー・オー対策に関する国会決議への政府の対応についてのお尋ねでございますが、当省といたしましては、昨年十月一日付で、茨城県内の被災中小企業者を対象に、政府系中小企業金融機関を通じて災害復旧貸し付けを行っているところでございます。また、同金融機関及び茨城県信用保証協会に特別相談窓口を設けて、対応いたしてまいっております。

第二の質問は、原子力発電所の燃料政策についてのお尋ねでございます。

ジェー・シー・オーが行っていた核燃料の再転換につきまして、他の国内企業においても行うことは可能でございます。ジェー・シー・オー事故に伴い、核燃料の再転換について、海外への依存度が高まってくることは避けたいものであります。国内におきましても当該再転換を代替して行う動きもあり、原子力政策に変更があるというものではないと存じます。

第三は、地層処分を選択した理由についてのお尋ねでございますが、平成九年には、原子力委員会から、深部の地層環境は極めて長期にわたり安全である、あるいは安定である、第二に、適切な地点を選べば、廃棄物が人間環境に有意な悪影響

を及ぼさないようにすることができるとの考え方が示されました。

また、長年、各国及び国際機関においてさまざまな検討がなされた結果、現在では地層処分が共通の考え方となっております。

第四の質問であります。回収可能性の確保についてのお尋ねでございます。

アメリカのように一定期間の回収可能性を確保している国や、逆に、ドイツのようにそれを不要としている国がございます。いずれにいたしましても、各国とも一定期間の後には、処分施設を閉鎖し、高レベル放射性廃棄物の回収可能性を要さないとの考え方になっております。

具体的に、回収可能性を確保すべき期間につきましては、現在行われている安全規制体系の検討の中において議論されるべきものと考えております。

第五、高レベル放射性廃棄物処分の安全性に関してのお尋ねであります。原子力委員会は、平成五年に、我が国における地層処分の安全確保を図っていく上での技術的可能性が明らかになったと発表いたしました。一方、安全確保の詳細については、現在原子力安全委員会において鋭意検討が進められているものと承知しております。

当省といたしましても、安全確保が大前提でございます。今後とも一層の検討を進めてまいり所存です。

六番目の問いかけは、概要調査地区などの選定要件に関してのお尋ねであります。

本法案は、概要調査地区、精密調査地区、最終処分建設地を選定するときに適用すべき立地選定

基準の基本的要件を法律上具体的に明記しております。さらに、必要に応じて、その他の要件につきましても省令でこれを定めることにいたしております。

第七の御質問は、地元自治体や住民の理解を得るための手続の明確化についてのお尋ねでございますが、立地選定の各段階におきまして、通商産業大臣が最終処分計画の改定を行い、その際に、当該地点を所管する都道府県知事及び市町村長の意見を聞くということを義務づけているのでございます。したがって、地元の意思を十分に反映する制度としております。

最後の御質問は、最終処分施設の閉鎖以降の責任の所在に関するお尋ねでございますが、まずは、最終処分施設の閉鎖時期及び閉鎖以降の措置について、安全規制体系の一環として検討を行っていくことを必要といたします。安全規制体系により必要とされた措置につきましては、一義的には処分実施主体が責任を持って行うこととなります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣中曽根弘文君登壇)

○国務大臣(中曽根弘文君) 大島議員にお答えをいたします。

最初に、菜園土壌の健全性についてのお尋ねでございます。今回の事故に起因する環境試料中の放射性物質のレベルは十分に低く、住民の健康や環境に影響を及ぼすものではないと判断されております。土壌などの採取、分析のデータを管理している茨城県が、周辺住民の方からの調査の御要望に対応することになっておりますが、当庁

も、住民の方の不安解消にこたえるべく、茨城県による菜園土壌の調査に同行することといたしております。

また、住民の健康管理についてのお尋ねでございますが、従来より、原子力安全委員会の健康管理検討委員会の基本方針を踏まえつつ、国と地元自治体が連携して取り組んでまいりました。本日、四月二十一日、科学技術庁、茨城県、東海村及び那珂町の四者が、平成十二年度からの健康管理の具体的な実施のあり方を決定する運びとなっております。引き続き、今後はこの決定に基づき、健康診断や健康相談等に取り組んでまいります。

次に、ジェー・シー・オー事故による被害者救済に関するお尋ねでございますが、国会決議の趣旨を体し、迅速かつ適切な補償が行われるようジェー・シー・オーを指導するとともに、親会社である住友金属鉱山株式会社にも全面的な支援を要請いたしました。

地元の県、市町村の御協力もいたいて、昨年末には仮払いが行われ、その後、補償の合意に向けた交渉が進められてまいりました。本年三月末現在、総請求件数の九割を超える約六千件について合意されております。残りの請求につきましては、早期決着に向け努力をしてまいります。

臨界事故の原因となりましたウラン溶液の処理についてのお尋ねでございますけれども、株式会社ジェー・シー・オー東海事業所から核燃料サイクル開発機構の東海再処理施設への移送を既に完了しております。

今後は、原子炉等規制法に基づく所要の手続を

経て、東海再処理施設において安全に処理を行うこととしたしております。

最後は、サイクル機構の東海再処理施設内にある高レベル放射性廃液についてのお尋ねでございますが、この放射性廃液は、東海再処理施設の一部であるガラス固化技術開発施設においてガラス固化することとしております。

東海再処理施設は、平成九年三月の火災爆発事故以来、運転を停止しておりますけれども、地元御理解が得られ、施設の運転が再開されれば、ガラス固化技術開発施設において、当面は年間約四十体のガラス固化を行う計画であります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣玉沢徳一郎君登壇)

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 大島議員にお答えいたします。

ジェー・シー・オー対策国会決議に対しましての農林水産省の対処についてのお尋ねがございました。

農林水産省といたしましては、事故直後から、風評被害を含め、農林漁業者等への影響に関する情報提供を行うなど、科学技術庁と連携を図りつつ、農林漁業者等の被害の救済が適切に図られるよう対応してきたところであります。

また、昨年十月二日に政府から安全宣言が発表されたことを受け、直ちに、食品関係団体、消費者団体、関係行政機関を含め、広く国民に適切な情報提供を行い、風評被害の防止に努めてきたところであります。

なお、被害の賠償につきましては、現在、最終的な賠償額の確定に向けまして、請求者と

ジェー・シー・オーの間で話し合いが進められているところと承知しております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣青木幹雄君登壇)

○国務大臣(青木幹雄君) 大島議員にお答えいたします。

原子力安全委員会についてのお尋ねでありました。

我が国においては、原子力安全委員会を三条委員会化するよりも、行政庁が法律に基づく安全審査を行い、さらに原子力安全委員会が独自の立場からダブルチェックするという現行の体制が有効なものと考えております。

昨年の臨界事故を契機として、行政庁では、原子炉等規制法の改正により、保安検査の導入等体制の強化を図るとともに、原子力安全委員会は、平成十三年一月の省庁再編後の内閣府移行に先立って、本年四月に事務局機能を総理府に移管するとともに、その人員も大幅に拡充し、独立性と機能の強化を図ったところであり、このような体制強化によって原子力の安全確保が図られるものと考えております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

午後一時四十四分散会

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

出席国務大臣

法務大臣 白井日出男君
農林水産大臣 玉沢徳一郎君
通商産業大臣 深谷 隆司君
国務大臣 青木 幹雄君
国務大臣 中曽根弘文君

出席政務次官

通商産業政務次官 細田 博之君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨二十日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

補欠

麻生 太郎君	砂田 圭佑君
木部 佳昭君	大石 秀政君
北村 直人君	今井 宏君
二田 孝治君	望月 義夫君
長内 順一君	丸谷 佳織君
今井 宏君	北村 直人君
大石 秀政君	木部 佳昭君
砂田 圭佑君	麻生 太郎君

通信委員

望月 義夫君	二田 孝治君
丸谷 佳織君	長内 順一君

労働委員

野中 広務君	野田 聖子君
野田 聖子君	野中 広務君

補欠

決算行政監視委員

補欠

尾身 幸次君	松田 仁君
鯨岡 兵輔君	竹本 直一君
堀之内久男君	栗原 博久君
鹿野 道彦君	枝野 幸男君
石垣 一夫君	榊屋 敬悟君
辻 第一君	大森 猛君
中林よし子君	児玉 健次君
米津 等史君	遠増 拓也君
相沢 英之君	水野 賢一君
三塚 博君	森 英介君
神田 厚君	仙谷 由人君
熊谷 弘君	金田 誠一君
児玉 健次君	木島日出夫君
保坂 展人君	中川 智子君
森 英介君	御法川英文君
枝野 幸男君	渡辺 周君
菅 直人君	中川 正春君
仙谷 由人君	石毛 鏡子君
青山 二三君	若松 謙維君
大森 猛君	中島 武敏君

平成十二年四月二十一日 衆議院會議録第二十八号 議長の報告 農産物検査法の一部を改正する法律案及び同報告書

中川 正春君	松崎 公昭君
渡辺 周君	平野 博文君
中島 武敏君	藤木 洋子君
達増 拓也君	一川 保夫君
倉成 正和君	目片 信君
滝 実君	中野 清君
石毛 鏡子君	藤田 幸久君
松崎 公昭君	原口 一博君
福島 豊君	富田 茂之君
木島日出夫君	児玉 健次君
吉田 幸弘君	松浪健四郎君
中川 智子君	保坂 展人君
栗原 博久君	堀之内久男君
竹本 直一君	鯨岡 兵輔君
中野 清君	滝 実君
松田 仁君	尾身 幸次君
御法川英文君	三塚 博君
水野 賢一君	相沢 英之君
目片 信君	倉成 正和君
金田 誠一君	熊谷 弘君
原口 一博君	菅 直人君
平野 博文君	鹿野 道彦君
藤田 幸久君	神田 厚君
富田 茂之君	福島 豊君
樹屋 敬悟君	石垣 一夫君
若松 謙維君	青山 二三君
児玉 健次君	中林よし子君
藤木 洋子君	辻 第一君
松浪健四郎君	吉田 幸弘君
一川 保夫君	米津 等史君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
青少年問題に関する特別委員

辞任

補欠

城島 正光君 鍵田 節哉君
鍵田 節哉君 城島 正光君

(憲法調査会幹事選任)

一、昨二十日、憲法調査会において、次のとおり幹事を選任した。

幹事 佐々木陸海君

(憲法調査会委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法調査会委員

辞任

補欠

藤村 修君	中田 宏君
横路 孝弘君	榎床 伸一君
志位 和夫君	春名 真章君
深田 肇君	辻元 清美君
榎床 伸二君	土肥 隆一君
土肥 隆一君	横路 孝弘君
中田 宏君	藤村 修君
春名 真章君	志位 和夫君
辻元 清美君	深田 肇君

(議案提出)

一、昨二十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

特別永住者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案(山本孝史君外二名提出)

(議案付託)

一、昨二十日、委員会に付託された議案は次のと

おりである。

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第八八号)

以上二件 法務委員会 付託

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)(参議院送付)

文教委員会 付託

企業組織の再編における労働者の保護に関する法律案(日野市朗君外四名提出、衆法第九号)

解雇等の規制に関する法律案(大森猛君外一名提出、衆法第一四号)

解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(大森猛君外一名提出、衆法第一五号)

企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出、衆法第一六号)

会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案(内閣提出第六一号)

以上五件 労働委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
預金保険法等の一部を改正する法律案

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件

国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する千九百九十九年十二月二十日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件
児童手当法の一部を改正する法律案
都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、昨二十日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案

農産物検査法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年三月三十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿
参議院議長 高藤 十朗

農産物検査法の一部を改正する法律

農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農産物について国が検査を行うことによつて」を「農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより」に改める。

第二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「農産物検査」とは、品位等検査及び成分検査をいう。

第二条に次の三項を加える。

3 この法律において「品位等検査」とは、第十七条第一項第一号に掲げる検査の区分に係る登録検査機関が、農林水産省令で定めるところにより、第十一條第一項の農産物検査規格に基づいて行う同号に掲げる検査をいう。

4 この法律において「成分検査」とは、第十七条第一項第二号に掲げる検査の区分に係る登録検査機関が、農林水産省令で定めるところにより、第十一條第一項の農産物検査規格に基づいて行う同号に掲げる検査をいう。

5 この法律において「登録検査機関」とは、第十七条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。

第三条の見出し中「検査」を「品位等検査」に改め、同条第一項中「(第八条において「計画出荷米」という。)」を削り、「(国の検査(以下単に「検査」という。))」を「品位等検査」に改め、同条第二項中「検査」を「品位等検査」に改める。

第四条(見出しを含む。)中「検査」を「品位等検査」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項中「検査」を「品位等検査」に改め、同条第二項中「検査」を「品位等検査」に、「検査を受ける」を「品位等検査量目及び品位についての検査に限る。」を受けるに改め、同項第一号中「第十六條第一項」を「第十三條第一項」に、「検査」を「品位等検査」に改める。

第七條から第十一條までを削る。

第六條の見出しを「農産物検査規格」に改め、同条第一項中「量目及び荷造り、包装等」を「量目、荷造り及び包装」に改め、「ついでに規格の下に(以下この条及び第三十三條第一項において「農産物検査規格」という。))」を加え、ただし書を削り、同条第二項中「前項の規格」を「農産物検査規格」に改め、同条第三項中「第一項の規格」を「農産物検査規格」に改め、同条を第十一條とする。

(成分検査)

第十條 農産物のうち政令で定めるものの生産者、輸入業者又は売買取引業者等は、その所有し、又は占有する当該農産物について成分検査を受けることができる。

第五條の四中「第五條の二」を「第六條」に改め、同条を第八條とする。

第五條の三(見出しを含む。)中「検査」を「品位等検査」に改め、同条を第七條とする。

第五條の二(見出しを含む。)中「検査」を「品位等検査」に改め、同条を第六條とする。

第十二條を次のように改める。

(受検者の立会い)

第十二條 品位等検査を受けようとする者又はその代理人は、品位等検査の実施に立ち会うことができる。

第十三條から第十五條までを削る。

第十六條第一項中「農産物検査官は、検査が完了した」を「登録検査機関は、農産物検査を行った」に改め、「容器」を削り、「検査の」を「農産物検査の」に、「受検者」を「当該農産物検査を請求した者(第十六條において「受検者」という。))」に改め、同条第二項中「容器」を削り、同条第三項中「又は容器」を削り、同条を第十三條とし、同条の次に次の一條を加える。

(生産者に係る品位等検査を行う者の特定等)

第十四條 第三條第一項及び第二項(第八條において準用する場合を含む。)、第六條並びに第九條の品位等検査であつて、農産物の生産者からの請求により行うものについては、当該生産者の住所又は検査を受けようとする農産物の生産地を農産物検査を行う区域に含む登録検査機関以外の登録検査機関は行うことができない。

2 登録検査機関は、第五條第一項(第八條において準用する場合を含む。)、第九條及び次条第二項の品位等検査であつて、農産物の売買取引業者等からの請求により行うものについては、農林水産省令で定める場合を除き、銘柄についての検査を行うことができない。

第十七條第一項中「検査を受けた米穀又は麦」を「農産物検査を受けた農産物」に、「一」を「いずれかに」、「検査」を「農産物検査」に、「成分以外の事項の検査」を「品位等検査」に、「同号の検査」を「同号の品位等検査」に、「受けた検査」を受けた品位等検査に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、第二十三條の規定による命令に基づき、表示又は検査証明書の記載が改められた場合は、この限りでない。

第十七條第一項第一号及び第二号中「前条第一項」を「第十三條第一項」に改め、同項第四号中「第二十一條の二第三項」を「第三十四條第三項」に、「検査に係る前条第一項」を「品位等検査に係る第十三條第一項」に改め、同条第二項中「第五條の二又は第二十一條の二第一項の検査」を「第六條又は第三十四條第一項の品位等検査」に、「検査を受けて」を「農産物検査を受けて」に、「委託前に検査」を「委託前に品位等検査」に、「応じ、検査」を「応じ、品位等検査」に改め、同条を第十五條とする。

第十八條中「食糧事務所長は、不正な手段により検査」を「農林水産大臣は、受検者が不正な手段により農産物検査」に、「農産物検査官」を「その職員」に、「第十六條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条を第十六條とし、同条の次に次の二條を加える。

(登録検査機関の登録)

第十七條 登録検査機関の登録を受けようとする

者は、農林水産省令で定める手続に従い、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、次に掲げる検査の区分により、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

一 農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査

二 農産物の成分についての検査

2 農林水産大臣は、前項の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合していると認められるとき(同項第一号の検査の区分に係る登録の申請にあつては、都道府県の区域ごとに第一号及び第二号に掲げる要件に適合している場合に限る。)は、農林水産省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。

一 農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが農産物検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

二 農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行うものであること。

三 農産物検査の業務を通確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。

四 農産物検査の業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。
一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せら

れ、その執行を終わり、又はその執行を受けることになつた日から一年を経過しないもの

二 第二十四条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない法人

三 第二十四条第一項から第三項までの規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者が業務を行う役員となつてゐる法人

4 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

四 登録の区分

五 登録検査機関が農産物検査を行う区域及び農産物検査を行う場所

六 第二十八条の規定により業務の委託をし、又は委託を受ける場合にあつては、当該委託に係る契約の相手方である登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

七 農産物検査を行う農産物検査員(第二項第一号に規定する者をいう。第二十条において同じ。)の氏名その他農林水産省令で定める事項

五 品位等検査に係る登録の申請に係る前項第五

号の農産物検査を行う区域は、都道府県の区域を単位とするものでなければならない。

6 農林水産大臣は、第二項の登録をしたときは、遅滞なく、第四項に掲げる事項を公示しなければならない。

7 登録検査機関は、第四項第二号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

8 登録検査機関は、農産物検査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

9 農林水産大臣は、前二項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)
第十八条 登録検査機関の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第一項から第六項までの規定は、前項の更新について準用する。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により登録検査機関の登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第十九条及び第二十条を次のように改める。
(変更登録)

第十九条 登録検査機関は、第十七条第四項第三

号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に変更登録の申請をしなければならない。

3 第十七条第一項から第六項までの規定は、第一項の変更登録について準用する。

(農産物検査の義務等)
第二十条 登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。

2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。

3 登録検査機関は、農産物検査員が農産物検査を実施したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

第二十三条中「前条」を「第三十七条又は第三十九条に」、「同条」を「各本条」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十二條の前の見出しを削り、同条中「二」を「い」に、「三十万円」を「一年以下の懲役又は百万円」に改め、同条第一号中「第五條の二」又は「第十七條第二項」を「第六條又は第十五條第二項」に改め、同条第二号中「第十六條第二項」又は「第三項」を「第十三條第二項又は第三項」に改め、同条第三号中「第十八條」を「第十六條」に改め、同条

第四号を削り、同条を第三十七条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条の次に次の三条を加える。

第三十八条 第二十四条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条の規定に違反した者
- 二 第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十一条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その行為をした登録検査機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第七項又は第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- 二 第二十五条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき

三 第三十条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

四 第三十一条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

偽の答弁をしたとき。

第二十一条の二の見出し中「検査」を「農産物検査」に改め、同条第一項中「検査を行う」を「品位等検査を受ける」に改め、同項第一号中「検査」を「品位等検査」に改め、同項第二号中「第十七条第一項第一号から第三号まで」を「第十五条第一項第一号から第三号まで」に、「検査」を「品位等検査」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を「第十四条第二項」に、「検査」を「品位等検査」に改め、同条第三項中「及び第七条第三項」を削り、「検査」を「品位等検査」に改め、後段を削り、同条第四項を次のように改める。

4 第十条の規定は、政府の所有に係る農産物について準用する。

第二十一条の二第五項を削り、同条を第三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(農林水産大臣による農産物検査の業務の実施)
第三十五条 農林水産大臣は、登録検査機関が天災その他の事由により農産物検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該農産物検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により農産物検査の業務を行い、又は同項の規定により行つていける農産物検査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 農林水産大臣が第一項の規定により農産物検査の業務を行うこととした場合における農産物検査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、農林水産省令で定める。

検査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、農林水産省令で定める。

4 第一項の農産物検査の結果については、第三十三条第一項の規定による申出を行うことができる。

5 第一項の農産物検査の結果については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

6 第一項の農産物検査の結果に不服がある者は、第三十三条第一項の規定による申出に係る農林水産大臣の処分又は不作為に対してのみ、行政事件訴訟法(昭和三十一年法律第百三十九号)による訴えを提起することができる。

(手数料)
第三十六条 前条第一項の規定により農林水産大臣の行う農産物検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。

第二十一条を削る。

第二十条の二第一項中「限度において」の下に「その職員に」を加え、「又は指定検査機関に対し、必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者を削り、若しくは関係者を」又は「又は第二項を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検査機関の事務

所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

第二十条の二を第三十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(聴聞の特例)
第三十二条 農林水産大臣は、第二十四条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第二十四条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(農林水産大臣に対する申出)
第三十三条 何人も、第十三条第一項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された農産物が当該表示又は検査証明書の記載に係る農産物検査規格に該当しないと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第二十三条に規

定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第二十條の次に次の十條を加える。

(業務規程)

第二十一條 登録検査機関は、農産物検査の業務の開始前に、農産物検査の業務の実施方法、検査手数料に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を内容とする業務規程を定め、農林水産大臣に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出に係る業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を變更すべきことを命ずることができる。

(適合命令)

第二十二條 農林水産大臣は、登録検査機関が第十七條第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十三條 農林水産大臣は、登録検査機関が第二十二條の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第十三條第一項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十四條 農林水産大臣は、登録検査機関が第十七條第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて農産物検査の業務の停止を命ずることができる。

一 第二十一條第一項の規定による届出に係る業務規程によらないで農産物検査を行つたとき。

二 不正の手段により第十七條第二項の登録又は第十九條第一項の變更登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。

3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録検査機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなお農産物検査の業務を開始せず、又は一年以上継続して農産物検査の業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 農林水産大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(帳簿の記載)

第二十五條 登録検査機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、これに農産物検査に関し農林水産省令で定める事項を記載

し、これを保存しなければならない。

(農産物検査規格登録検査機関という名称の使用の禁止)

第二十六條 登録検査機関でない者は、農産物検査規格登録検査機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(照会)

第二十七條 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要な事項について、食糧事務所長その他の政令で定める行政機関に照会することができ、この場合において、当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

2 登録検査機関は、前項の行政機関以外の者で、品位等検査の適正な実施のため必要な事項に関する情報を有するものとして政令で定めるものに対しても、照会をすることができ、(業務の委託)

第二十八條 第十七條第一項第二号に掲げる検査の区分に係る登録検査機関は、農林水産省令で定めるところにより、成分検査に関する業務のうち試料の分析の業務及びその分析の結果に基づいて行う検査証明の業務以外のものを他の登録検査機関に委託することができる。

(情報の提供)

第二十九條 国は、農産物の公正かつ円滑な取引及びその品質の改善に資するため、農産物検査の結果その他農産物検査に関する情報の提供に努めなければならない。

(報告の徴収)

第三十條 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者に對し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

2 農林水産大臣は、第二十條第三項に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、登録検査機関に對し、農産物検査の業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 平成十三年一月一日

二 附則第十一条の規定 附則第三条第一項の政令で定める日が属する国の会計年度の翌会計年度の初日

三 附則第十三條の規定 附則第三条第一項の政令で定める日

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の農産物検査法(以下「新法」という。)第十七條第二項の規定による登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十一條第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

(国の検査に関する経過措置)

第三条 農林水産大臣は、この法律の施行の日か

ら起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、受検者(新法第十三条第一項の受検者をいう。)の検査に対する需要及び登録検査機関の登録の状況を勘案して、農産物検査を行うことができる。

2 前項の規定により農林水産大臣が農産物検査を行う場合においては、農林水産大臣に登録検査機関とみなして、新法第二条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十四条第二項、第十五条、第十六条及び第三十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、新法第三十四条第一項中「受ける」とあるのは「行う」と、同条第三項中「準用する」とあるのは「行う」と読み替えるものとする」と、同条第四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条中「受ける」とあるのは「行う」と読み替えるものとする」とする。

3 第一項の農林水産大臣が行う検査を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

4 次に掲げる場合には、前項の規定は、適用しない。

- 一 米穀を政府に売り渡し、又はその政府への売渡しを委託するため検査を受ける場合
- 二 輸入に係る農産物を政府に売り渡すため検査を受ける場合
- 5 第三項の手数料の納付は、農林水産省令で定めるところにより、農産物検査印紙をもってし

なければならない。

6 第一項の農産物検査の結果については、新法第三十三条第一項の規定による申出を行うことができる。

7 第一項の農産物検査の結果については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

8 第一項の農産物検査の結果に不服がある者は、新法第三十三条第一項の規定による申出に係る農林水産大臣の処分又は不作為に対してのみ、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)による訴えを提起することができない。

9 第三項から前項までに定めるもののほか、農林水産大臣が行う検査に関する申請その他の手続に関する所要の経過措置は、農林水産省令で定める。

(検査規格に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の農産物検査法(以下「旧法」という。)第六条第一項の規定により設定されている規格は、新法第十一条第一項の規定により設定された農産物検査規格とみなす。

(施行前に請求があった検査に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に旧法第十一条第一項の規定による検査の請求があった農産物の検査については、なお従前の例による。

(再検査に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧法の規定により行われた検査については、旧法第十九条の規定は、なおその効力を有する。

(旧法の規定による検査に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に旧法の規定により行われた検査は、新法の相当規定により行われた検査とみなす。

(旧法の規定による表示等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に旧法第十六条第一項の規定により付された表示又は同項の規定により交付された検査証明書は、それぞれ新法第十三条第一項の規定により付された表示又は同項の規定により交付された検査証明書とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第十条 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)」を「農産物検査法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第三条第一項に改める。

第六条ノ三中「農産物検査法第十二条第三項」を「農産物検査法の一部を改正する法律附則第三条第五項に」、「同法」を「同条第一項に」、「同項」を「同条第五項」に改める。

第十一条 食糧管理特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「並農産物検査法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第三条第一項ノ規定ニ依ル農産物ノ検査」を削る。
第六条ノ三中、「農産物検査法の一部を改正

する法律附則第三条第五項ニ規定スル農産物検査印紙ノ売渡収入」及び「同条第一項ノ規定ニ依ル農産物ノ検査ニ関スル諸費、同条第五項ノ農産物検査印紙ノ売捌手数料」を削る。
(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十二条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十二条第一項」を「農産物検査法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第三条第三項に改め、

同条第二項中「農産物検査法第十二条第三項」を「農産物検査法の一部を改正する法律附則第三条第五項」に改める。

第十三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「農産物検査法の一部を改正する法律附則第三条第五項に規定する農産物検査印紙」を削る。

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第五号、第六号、第七号及び第八号」を「第四号、第五号、第六号及び第七号」に改め、「同項第三号の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は農林水産大臣

が「を削り」、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第十四条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)第十六条第一項の規定による表示を除く。以下同じ。」を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十五条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十七号中「の実施」を削る。

第二十七条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、行政機構の減量及び民間能力の積極的活用を図るため、農産物検査の実施主体を国から民間の検査機関に変更するとともに、その業務の適正な運営を確保するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 民間検査機関の登録制度の創設

国に代わり農産物検査を適正かつ確実に実施しうると認められる者として登録を受けたものを検査の実施主体とし、その登録に当たっては、検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する農産物検査員が一定数以上

上いること、所定の機械器具を有すること、検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること等の登録要件を設定することとする。

2 登録検査機関の義務

登録検査機関は、農産物の生産者等から検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならないこととする。

また、登録検査機関の農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならないこととする。

3 登録検査機関に対する指導監督

登録検査機関の適正な業務運営を確保するため、適合命令、改善命令、登録の取消し等、登録検査機関に対する農林水産大臣の指導監督の仕組みを整備することとする。

4 農林水産大臣による農産物検査の業務の実施

農林水産大臣は、登録検査機関が天災その他の事由により農産物検査の業務を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該業務を自ら行うことができることとする。

5 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、平成十三年四月一日から施行すること。

(二) 農林水産大臣は、この法律の施行の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、受検者の検査に対する需要及び登録検査機関の登録状況を勘案して、農産物検査の業務を行うこと

ができることとする。

二 議案の可決理由

本案は、行政機構の減量及び民間能力の積極的活用を図るとともに、農産物検査の業務の適正な運営を確保するための措置等として妥当なものとして認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十二年四月二十日

農林水産委員長 松岡 利勝

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

農産物検査法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農産物検査制度は、農産物の公正かつ円滑な取引と品質の改善を助長する上で重要な役割を果たしており、農産物検査の民営化に当たっては、政府は左記事項の実現に努め、その適正かつ円滑な実施に万全を期すべきである。

記

一 検査の民営化に当たっては、民営化移行プログラムを地域の実情に沿って作成・実行するとともに、移行期間中における国の補完的な検査を適確に実施すること。

また、食糧事務所の組織と定員の配置については、業務の適確な運営と職員の雇用・労働条件の安定に十分配慮すること。

二 登録検査機関に対する調査を必要に応じて行うとともに、その業務運営に対する適確な指導監督を実施し、公正・中立な検査業務の確保を図

られるようにすること。

また、民間検査が適正な格付によって実施され、農産物の生産・流通・消費の各段階での信頼性を確保できるよう、専門的な知識・技能を有する検査員の養成確保や精度の高い検査関連機器の開発等を推進すること。

三 検査規格及び検査方法については、生産者、流通業者、消費者等の意向を適確に反映して設定するとともに、検査手数料については、生産者の過重な負担にならないよう配慮すること。

四 条件不利地域等を含めた公平な受検機会を確保するため、天災その他の事由により検査業務の実施が困難となる場合における国の検査の実施について適正に対処すること。

五 米穀の品質等に対する消費者の関心の高まりを踏まえ、表示に対する消費者の信頼を維持・確保する観点から、精米等の表示については、検査制度との関連も考慮しつつ、適正に対処すること。

右決議する。

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十二年三月十七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律

(刑事訴訟法の一部改正)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十

一号)の一部を次のように改正する。

第四十条に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、第五百七十七条の四第三項に規定する記録媒体は、謄写することとができない。

第五百七十七条の次に次の三條を加える。

第五百七十七条の二 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、証人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適當であり、かつ、裁判官若しくは訴訟關係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の供述中、証人に付き添わせることができる。

前項の規定により証人に付き添ふこととされた者は、その証人の供述中、裁判官若しくは訴訟關係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

第五百七十七条の三 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との關係その他の事情により、証人が被告人の面前(次条第一項に規定する方法による場合を含む。)において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識す

ることができないようにするための措置を採ることができる。ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、名譽に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

第五百七十七条の四 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟關係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所(これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。)にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。

一 刑法第七十六條から第七十八條まで、第八十一條、第二百二十五條(わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十七條第一項(第二百二十五條の罪を犯した者を補助する目的に係る部分に限る。若しくは第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。))若しくは第二百四十一條前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十

四号)第六十條第一項の罪若しくは同法第三十四條第一項第九号に係る同法第六十條第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四條から第八條までの罪の被害者

三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との關係その他の事情により、裁判官及び訴訟關係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると料する場合であつて、証人の同意があるときは、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体(映像及び音声と同時に記録することができる物を用い。以下同じ。)に記録することができる。

前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調査の一部とするものとする。

第八十條第二項中「前項」を「第一項」に、「但し」を「ただし」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、第五百七十七条の四第三項に規定する記録媒体は、謄写することとができない。

第二百三十五條第一項ただし書中「但し、刑法第二百三十二條第二項の規定により外国の代表者が行う告訴及び日本国に派遣された外国の使節に対する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行う」を「ただし、次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 刑法第七十六條から第七十八條まで、第二百二十五條若しくは第二百二十七條第一項(第二百二十五條の罪を犯した者を補助する目的に係る部分に限る。若しくは第三項の罪又はこれらの罪に係る未遂罪につき行う告訴

二 刑法第二百三十二條第二項の規定により外国の代表者が行う告訴及び日本国に派遣された外国の使節に対する同法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行う告訴

第二百七十条に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、第五百七十七条の四第三項に規定する記録媒体は、謄写することとができない。

第二百八十一條の二中「面前」の下に「(第五百七十七條の三第一項に規定する措置を採る場合及び第五百七十七條の四第一項に規定する方法による場合を含む。)」を加える。

第二百九十二條の次に次の一條を加える。

第二百九十二條の二 裁判所は、被害者又はその法定代理人(被害者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹。以下この条において「被害者等」という。))から、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述の申出があるときは、公判

期日において、その意見を陳述させるものとする。

前項の規定による意見の陳述の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長又は陪席の裁判官は、被害者等が意見を陳述した後、その趣旨を明確にするため、当該被害者等に質問することができる。訴訟関係人は、被害者等が意見を陳述した後、その趣旨を明確にするため、裁判長に告げて、当該被害者等に質問することができる。

裁判長は、被害者等の意見の陳述又は訴訟関係人の被害者等に対する質問が既にした陳述若しくは質問と重複するとき、又は事件に關係のない事項にわたるときその他相当でないときは、これを制限することができる。

第二百五十七条の二、第二百五十七条の三及び第二百五十七条の四第一項の規定は、第一項の規定による意見の陳述について準用する。

裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、相当でないとき、意見の陳述に代え意見を記載した書面を提出させ、又は意見の陳述をさせないことができる。

前項の規定により書面が提出された場合には、裁判長は、公判期日において、その旨を明らかにしなければならない。この場合において、裁判長は、相当と認めるときは、その書面を朗読し、又はその要旨を告げることができる。

第一項の規定による陳述又は第七項の規定による書面は、犯罪事実の認定のための証拠

とすることができない。

第三百四十四条の二中「面前の下に」(第二百五十七条の三第一項に規定する措置を採る場合及び第二百五十七条の四第一項に規定する方法による場合を含む。を)を加える。

第三百五十五条に次の二項を加える。

第二百五十七条の四第三項の規定により記録媒体がその一部とされた調査の取調べについては、前二項による朗読に代えて、当該記録媒体を再生するものとする。ただし、裁判長は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、当該記録媒体の再生に代えて、当該調査の取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調査に記録された供述の内容を告げさせ、又は自らこれを告げることができる。

裁判所は、前項の規定により第二百五十七条の四第三項に規定する記録媒体を再生する場合において、必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第二百五十七条の三に規定する措置を採ることができる。

第三百二十一条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「面前の下に」(第二百五十七条の四第一項に規定する方法による場合を含む。を)を加える。

第三百二十一条の次に次の一条を加える。

第三百二十一条の二 被告事件の公判準備若しくは公判期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第二百五十七条の四第一項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調査は、前条第一

項の規定にかかわらず、証拠とすることができ。この場合において、裁判所は、その調査を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

前項の規定により調査を取り調べる場合においては、第三百五十五条第三項ただし書の規定は、適用しない。

第一項の規定により取り調べられた調査に記録された証人の供述は、第二百九十五条第一項前段並びに前条第一項第一号及び第二号の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

第三百二十三条中「前二条」を「前三条」に、「左の」を「次に掲げる」に改める。

第三百二十五条中「前四条」を「第三百二十一条から前条まで」に改める。

(検察審査会法の一部改正)

第二条 検察審査会法(昭和二十三年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「被った者の申立」を「被った者(犯罪により害を被った者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹)の申立て」に改める。

第三十条中「告訴若しくは告発をした者、請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被った者」を「第二条第二項に掲げる者」に、「申立」を「申立て」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二 審査申立人は、検察審査会に意見書又は資料を提出することができる。

しを「ただし」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中刑事訴訟法第二百三十五条の改正規定及び第二条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中刑事訴訟法第二百五十七条の次に三条を加える改正規定(第二百五十七条の四に係る部分に限る。 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)
2 前項第一号に定める日前に犯した第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第二百三十五条第一項第一号に掲げる罪について告訴をすることができ期間については、なお従前の例による。

理 由
刑事手続において、犯罪被害者等に対するより適切な配慮と一層の保護を図るため、報告罪である強姦罪等の告訴期間を撤廃し、証人尋問手続における証人の負担を軽減するための手続及び被害者等による公判期日における被害に関する意見の陳述の制度を導入するとともに、併せて検察審査会に対する審査申立権者の範囲の拡大等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年四月二十一日 衆議院會議録第二十八号

刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案及び同報告書 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付

刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、刑事手続において犯罪被害者等に対するより適切な配慮と一層の保護を図るため、親告罪である強姦罪等の告訴期間の撤廃、証人尋問手続における証人の負担を軽減するための手続及び被害者等による公判期日における被害に関する意見陳述の制度を導入し、檢察審査会に対する審査申立権者の範囲の拡大等を行うため、刑事訴訟法及び檢察審査会法の改正を行うものとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 刑事訴訟法の一部改正

(一) 性犯罪の告訴期間の撤廃

親告罪の告訴期間の制限は、強制わいせつ罪及び強姦罪等については、適用しないものとする。

(二) 証人尋問の際の証人への付添い

裁判所は、適当と認める者を、証人の供述中、証人に付き添わせることができるものとする。

(三) 証人尋問の際の証人の遮へい

裁判所は、被告人等と証人との間で、相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができるものとする。

(四) いわゆるビデオリンク方式による証人尋問

問

裁判所は、裁判官及び訴訟関係人が在席する場所以外の場所に証人を在席させ、映像と音声により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法で尋問をすることができるとすること。

(五) 被害者等による心情その他の意見の陳述

裁判所は、被害者等から、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述の申出があるときは、公判期日において、その意見を陳述させるものとする。

2 檢察審査会法の一部改正

被害者が死亡した場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、檢察官の公訴を提起しない処分不服があるときは、檢察審査会にその処分の当否の審査の申立てをすることができるとするとともに、審査申立人は、檢察審査会に意見書又は資料を提出することができるものとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、刑事訴訟法の性犯罪の告訴期間撤廃の改正規定及び檢察審査会法の改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとし、刑事訴訟法のいわゆるビデオリンク方式

による証人尋問に係る部分の改正規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、刑事手続における犯罪被害者等に対するより適切な配慮と一層の保護を図るため、親告罪である強姦罪等の告訴期間の撤廃、証人尋問手続における証人の負担を軽減するための手続及び被害者等による公判期日における被害に関する意見陳述の制度を導入し、檢察審査会に対する審査申立権者の範囲の拡大等を行うものとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十二年四月二十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 政府及び国の関係機関は、犯罪被害者等に対する保護及び配慮が喫緊の課題であることにかんがみ、両法律の趣旨を広く周知徹底すること。

二 政府及び国の関係機関は、両法律について、犯罪被害者等の保護の趣旨とともに、刑事司法の適正な運営及び反対尋問権の保障を含む被告人の権利に配慮しつつ、適正な運営の確保に努めること。

三 政府は、現行法上採り得る犯罪被害者等の保護に資する措置については、両法律の施行前においても、両法律の趣旨を踏まえた運用がなされるよう努めること。

四 政府は、犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるべき存在であることにかんがみ、関係省庁の密接な連携及び民間支援組織との協力の下に、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び社会復帰を支援するため、犯罪被害給付制度の拡充、民間の被害者支援組織等への援助、犯罪被害者等に対する相談・カウンセリング体制の整備等の精神的支援、経済的支援などを含めた総合的な犯罪被害者対策の推進に努めること。

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案

国会に提出する。

平成十二年三月十七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、犯罪により害を被った者(以下「被害者」という。)及びその遺族がその被害に係る刑事事件の審理の状況及び内容について深い関心を有するとともに、これらの者の受けた身体的、財産的被害その他の被害の回復には困難を伴う場合があることにかんがみ、刑事手続に付随するものとして、被害者及びその遺族の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定め、もってその保護を図ることを目的とする。

(公判手続の傍聴)

第二条 刑事被告事件の係属する裁判所の裁判長は、当該被告事件の被害者等(被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)又は当該被害者の法定代理人から、当該被告事件の公判手続の傍聴の申出があるときは、傍聴席及び傍聴を希望する者の数その他の事情を考慮しつつ、申出をした者が傍聴できるよう配慮しなければならない。

(公判記録の閲覧及び謄写)

第三条 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間に、当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。

被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。

2 裁判所は、前項の規定により謄写をさせる場合において、謄写した訴訟記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。

3 第一項の規定により訴訟記録を閲覧し又は謄写した者は、閲覧又は謄写により知り得た事項を用いるに当たり、不当に関係人の名誉若しくは生活の平穩を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせることのないよう注意しなければならない。

(民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解)

第四条 刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争い(当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る。)について合意が成立した場合においては、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。

2 前項の合意が被告人の被害者等に対する金銭の支払を内容とする場合において、被告人以外の者が被害者等に対し当該債務について保証する旨又は連帯して責任を負う旨を約したときは、その者も、同項の申立てとともに、被告人及び被害者等と共同してその旨の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

3 前二項の規定による申立ては、弁論の終結までに、公判期日に出席し、当該申立てに係る合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足る事実を記載した書面を提出しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載したときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(和解記録)

第五条 前条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、第三条及び刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第四十九条の規定にかかわらず、裁判所書記官に対し、当該公判調書(当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足る事実が記載された部分に限る。)、当該申立てに係る前条第三項の書面その他の当該合意に関する記録(以下「和解記録」という。の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、和解記録の閲覧及び謄写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

2 前項に規定する和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の請求に関する裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二百一十一条の例により、和解記録については同法第九十二条の例による。

3 和解記録は、刑事被告事件の終結後は、当該被告事件の第一審裁判所において保管するものとする。

(民事訴訟法の準用)

第六条 前二条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第三章第一節(選定当事者及び特別代理人に関する規定を除く。及び第四節(第六十条を除く。))の規定を準用する。

(執行文付与の訴え等の管轄の特則)

第七条 第四条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に係る執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴え及び請求異議の訴えは、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第三十三条第二項(同法第三十四条第

三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該被告事件の第一審裁判所（第一審裁判所が簡易裁判所である場合において、その和解に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）の管轄に専属する。

（手数料）

第八条 第三条第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写の手数料及び第五条第一項の規定による和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第七條から第十條まで及び別表第二の一から三までの項の規定（別表第二の一の項上欄中「（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く）」とある部分を除く。）を準用する。

2 第四条及び第五条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続の手数料については、民事訴訟法第二百七十五條の規定による訴え提起前の和解の例による。

（最高裁判所規則）

第九条 この法律に定めるもののほか、公判記録の閲覧及び謄写並びに民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（刑事確定訴訟記録法の一部改正）

2 刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「記録の下に」（犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第 号）第五条第一項に規定する和解記録については、その謄本）を加える。

理 由

犯罪被害者等の保護を図るために、刑事手続に付随する措置として、犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務を定めるとともに、犯罪被害者等による公判記録の閲覧及び謄写を可能とする制度並びに民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の制度を導入する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、犯罪により害を被った者（以下「被害

者」という。）及びその遺族がその被害に係る刑事事件の審理の状況及び内容について深い関心を有するとともに、これらの者の受けた身体的、財産的被害その他の被害の回復には困難を伴う場合があることにかんがみ、刑事手続に付随するものとして、被害者及びその遺族の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定め、もってその保護を図ることを目的とし、刑事手続に付随する措置について、所要の法整備を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 公判手続の傍聴

刑事被告事件の係属する裁判所の裁判長は、当該被告事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は当該被害者の法定代理人から、公判手続の傍聴の申出があるときは、申出をした者が傍聴できるよう配慮しなければならないものとする。

2 公判記録の閲覧及び謄写

刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間に、当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、申出をした者にその

閲覧又は謄写をさせることができるものとする。

3 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解
刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争いについて合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができるとし、その合意が公判調書に記載されたときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有するものとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、犯罪被害者等の保護を図るために、刑事手続に付随する措置として、犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務を定めるとともに、犯罪被害者等による公判記録の閲覧及び謄写を可能とする制度並びに民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の制度を導入しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十二年四月二十一日

法務委員長 武部 勤

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案に対する附帯決議

一 政府及び国の関係機関は、犯罪被害者等に対する保護及び配慮が喫緊の課題であることにかんがみ、両法律の趣旨を広く周知徹底すること。

二 政府及び国の関係機関は、両法律について、犯罪被害者等の保護の趣旨とともに、刑事司法の適正な運営及び反対尋問権の保障を含む被告人の権利に配慮しつつ、適正な運用の確保に努めること。

三 政府は、現行法上採り得る犯罪被害者等の保護に資する措置については、両法律の施行前においても、両法律の趣旨を踏まえた運用がなされるよう努めること。

四 政府は、犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるべき存在であることにかんがみ、関係省庁の密接な連携及び民間支援組織との協力の下に、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び社会復帰

を支援するため、犯罪被害給付制度の拡充、民間の被害者支援組織等への援助、犯罪被害者等に対する相談・カウンセリング体制の整備等の精神的支援、経済的支援などを含めた総合的な犯罪被害者対策の推進に努めること。

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十二年二月十日

内閣総理大臣 小淵 恵三

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律

沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二條 第三十四條」を「第三十二條・第三十三條」に、「第三十五條」を「第三十四條」に改める。

第三條第二項中、「主務大臣の認可を受けて」を削る。

第十二條の次に次の一條を加える。

(役員解任)

第十二條の二 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前條の規定により役員となるべきでない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任することができ

一 この法律、産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)若しくは自作農維持資金金融通法(昭和三十年法律第六十五号)又はこれらの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 主務大臣は、公庫の副理事長又は理事が第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、理事長に対しその役員の解任を命ずることができ

第十三條に次のただし書を加える。

ただし、主務大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

第十八條の見出しを「(役員給与及び退職手当の支給の基準)」に改め、同条中「役員及び職員に

対する」を「その役員の給与及び」に、「設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない」を「社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければ」に、「変更しようとする」を「変更した」に改める。

第十九條第一項第一号及び第一号の二を次のように改める。

一 沖繩における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)、当該取得の日から起算する。及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。は、一年未満のものであつてはならない。

イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。)に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に

必要な土地の取得を含む。)に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。)に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(沖繩における産業の振興開発に特に寄与する資金として主務大臣が定めるものに限る。)又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。)

一の二 主務大臣の認可を受けて、沖繩における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資を行うこと。

第十九条第一項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。)を行うこと。

第十九条第三項中「(昭和二十八年法律第六十三

号)及び「(昭和三十年法律第六十五号)」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条の二の見出しを「債務保証及び出資の限度」に改め、同条中「前条第一項第一号の二の規定による出資の額の総額」と同号の規定による保証に係る債務の現在額を「前条第一項第一号の規定による保証に係る債務の現在額」と同項第一号の二の規定による出資の額の総額」に、「同号の規定による出資又は債務保証を」同項第一号の規定による債務保証又は同項第一号の二の規定による出資に改める。

第二十条第一項中「主務大臣の認可を受けて、」を「主務省令で定める」に、「又は地方公共団体を」「地方公共団体その他政令で定める法人」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、政令で定める法人に対し、政令で定める業務を委託しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

第二十条第二項及び第三項中、「主務大臣の認可を受けて」を削り、同条第四項中「第一項の規定による主務大臣の認可があつた場合には、」を削り、「当該認可に係る」を「公庫が第一項の規定により当該金融機関に対し委託した」に改め、同条第五項中「(以下「受託金融機関」を)又は同項に規定する政令で定める法人(以下「受託金融機関等」に改める。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第二十三条中「作成し」の下に、並びに当該四半期における第二十六条第二項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め」を加える。

第二十六条第四項中「前三項」を「第一項、第二項、第四項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十一号)第三條に規定する民間都市開発推進機構から同法第四條第二項の協定に係る」を「沖繩における産業の振興開発に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、前項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条第一項に規定する沖繩振興開発金融公庫債券(以下この項において「公庫債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、前項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十三条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金

をすることができ。

3 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。

第二十七条の見出しを「債券の発行」に改め、同条第七項中「ほか」の下に、「公庫債券」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「又は信託会社」を、「信託会社又は証券業者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「主務大臣の認可を受けて」を「公庫債券」に、「銀行又は信託会社を」本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「財形住宅債券」を「公庫債券、財形住宅債券」に、「先だつて」を「先立つて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条第一項第三号の規定による貸付金(政令で定める貸付金に限る。)に係る住宅、土地又は借地権を譲り受けることを希望する者」を「第十九条第一項第三号イに掲げる者で同号の規定による貸付けを希望するものその他政令で定める者」に改め、「公庫の予算に定められた金額」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項中「公庫の予算に定められた金額」を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖繩振興開発金融公庫債券(以下「公庫債券」という。)を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(政府保証)

第二十七条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第一項の規定により発行する公庫債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができず債務を除く。次項において同じ。)について保証することができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第二項の規定により発行する公庫債券に係る債務について、保証することができる。

第二十八条第一項第一号中「国債の下に」、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)を加え、同項に次の二号を加える。

三 銀行への預金

四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

第二十八条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。
第三十一条第一項中「受託金融機関を」第二十条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関に改める。

第三十三条を削る。

第三十四条中「受託金融機関を」受託金融機関等に改め、同条を第三十三条とする。

第六章中第三十五条の前に次の一条を加える。

(解散)

第三十四条 公庫の解散については、別に法律で定める。

第三十六条の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条ただし書中「第三十四条第一項を」第三十三条第一項に改め、同条に次の一項を加える。

2 主務省令は、総理府令・大蔵省令とする。

第三十八条中「第三十四条第一項を」第三十三条第一項に、「受託金融機関を」受託金融機関等に改める。

第三十九条第三号中「行なつたを」行つたに改め、同条第五号中「第二十八条第二項を」第二十八条第三項に改める。

附則第五条の五第二項中「第二十六条第四項を」第二十六条第六項に改める。

附則第五条の六第二項中「民間都市開発の推進に關する特別措置法の下に(昭和六十二年法律第六十二号)」を加える。

附則第六条中「及び第一号の二を」から第一号

の三まで「に、次のを」必要な長期運転資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証、当該資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けに關するに改め、同条後段及び各号を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)は、当該取得の日から起算する。及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。)は、一年未満のものであつてはならない。

附則第六条に次の一項を加える。

2 前項に規定する業務が行われる場合において、第十九条の二中「前条第一項第一号の規定」とあり、及び「同項第一号の規定」とあるのは「前条第一項第一号及び附則第六条第一項の規定」と、「同項第一号の二の規定」とあるのは「前条第一項第一号の二の規定」と、第三十九条第三号中「附則第五条」とあるのは「附則第五条若しくは第六条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 沖繩振興開発金融公庫は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)までに、施行日の属する四半期における短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十一第一項の表第九号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号イ」に改める。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正) 第四条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「者からの借入金」の下に「(沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十六条第二項の規定による短期借入金を除く。)」を加え、同項第二号中「中小企業債券の下に」、沖繩振興開発金融公庫債券を加え、「又は中小企業債券を」、中小企業債券又は沖繩振興開発金融公庫債券に改め、同条第三項中「沖繩振興開発金融公庫に於ては」の下に「沖繩振興開発金融公庫債券及び」を加える。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第五条 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第三十二條第二項及び第三十三條第二項」を「第三十二條第二項及び第三十三條第二項」に、「第三十三條第二項第一号」を「第三十三條第二項」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)
第六条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項第三号中「第二十七條第二項」を「第二十七條第四項」に改める。
第十一條中「又は第二項」を「又は第四項」に、「同法第二十七條第一項」を「同法第二十七條第三項」に改める。
(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)
第七條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第九十條のうち、沖繩振興開発金融公庫法第三十六條の改正規定中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改め、「財務大臣」の下に「改め、同條第二項中「総理府令・大蔵省令」を内閣府令・財務省令」を加える。
(年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正)

第八條 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。
附則第十八條のうち、沖繩振興開発金融公庫法附則第六條の次に次の一条を加える改正規定中附則第七條第一項に係る部分中、「主務大臣の認可を受けて」を削る。

理 由

沖繩における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るため、沖繩振興開発金融公庫の業務の範囲に当該事業の資金調達のために発行される社債の取得等の業務を加えることとし、あわせて、同公庫が沖繩振興開発金融公庫債券を発行することができることとする等同公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、沖繩における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るため、沖繩振興開発金融公庫の業務の範囲に当該事業の資金調整のために発行される社債の取得等の業務を加えることとし、あわせて、同公庫

が沖繩振興開発金融公庫債券を発行することができることとする等同公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化する等とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 総則

沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)の従たる事務所の設置についての主務大臣の認可に係る規定を削除することとする。

2 役員及び職員

(一) 役員の兼職禁止

役員は、営利を目的とする団体の役員となり、または自ら営利事業に従事してはならないが、主務大臣が承認したときは、この限りでないこととする。

(二) 役員の給与及び退職手当の支給の基準

公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならないこととする。

3 業務

(一) 業務の範囲

公庫は、第一条の目的を達成するため、沖繩における産業の振興開発に寄与する事業に関し、次の業務を行うこととする。
公庫は、第一条の目的を達成するため、沖繩における産業の振興開発に寄与する事業に関し、次の業務を行うこととする。

(1) 沖繩における産業の振興開発に寄与す

る事業に必要な長期資金であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証、当該資金の調達のために発行される社債の取得又は当該資金に係る貸付債権の譲受けを行うこと。

ア 設備の取得、改良若しくは補修(以下「取得等」という。)に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

イ アに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要資金(沖繩における産業の振興開発に特に寄与する資金として主務大臣が定めるものに限る。)又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ウ ア又はイに掲げる資金の返済に必要な資金(ア又はイに掲げる資金の調達ののために発行された社債の償還に必要な資金を含む。)

(2) 主務大臣の認可を受けて、沖繩における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資を行うこと。

(3) (1)及び(2)の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(1)及び(2)の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。)を行うこと。

(二) 業務の委託

金融機関等への業務委託について、主務大臣の認可に係る規定を削除するとともに、業務の委託先に政令で定める法人を加えることとする。

(三) 業務方法書

業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定めることとする。

4 会計

(一) 借入金等

(1) 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができるとする。

(2) 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖繩における産業の振興開発に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができるとする。

(二) 債券の発行

(1) 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖繩振興開発金融公庫債券(以下「公庫債券」という。)を発行することができるこ

ととする。

(2) 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者で貸付けを希望するものその他政令で定める者が引き受けるべきものとして、沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債券を発行することができることとする。

(三) 政府保証

政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫の発行する公庫債券に係る債務について保証することができることとする。

5 雑則

公庫の解散については、別に法律で定めることとする。

6 附則

(一) 施行期日

この法律は、公布の日から二月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、沖繩における産業の振興開発を一層進めていくために、沖繩振興開発金融公庫の業務範囲を拡大するとともに、同公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化する等の措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

本案に基づく沖繩振興開発金融公庫の業務範囲の拡大を含む資金計画については、同公庫の平成十二年度事業計画において、貸付契約総額二千五百七十億円を予定している。

平成十二年四月二十一日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 佐々木秀典

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する

法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 沖繩振興開発金融公庫の業務の運営については、償還確実性の原則の趣旨等を踏まえ、財務の健全性の保持に特に配慮し、リスクの厳格な管理に努めること。

二 沖繩振興開発金融公庫においては、資金調達手段の多様化に伴う貸付原資の確保による安易な融資を行うことのないよう、融資審査について十分な与信体制整備を図り、適切な信用リスクの把握に努め、事業収益の回復が見込まれない企業に対する貸付けについては、慎重な審査を行うこと。

三 沖繩振興開発金融公庫によって融資される資

金が、直ちに民間金融機関の資金回収に充てられる事態を回避するよう努めること。また、貸付け、社債の取得及び貸付債権の譲受け等の実施に当たっては、民間金融機関との協調体制を堅持すること。

四 沖繩振興開発金融公庫の業務運営について、今後とも経済社会情勢の変化に的確に応じて適切に改善するよう随時検討するとともに、民業補完の原則を徹底すること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京市千代田区
二番四号
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体 本号一部
一〇円
二五円